

「はい、こちら企業の労働110番です」

電話は、11月末のある日、がん闘病で休職中の従業員さんに関するご相談でした。具体的な相談内容は、以下の通りです。乳がんを発症し、抗がん剤治療のため休職中の従業員さんが、



名北協会相談員日誌 159

企業が労働110番です

河村つぐみ社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会 専門員

社会保険労務士 河村 亜実

治療継続中の退職について

さまざまなサポート体制を整えてはいるものの、体調が許さずなかなか復職したくても復職できないという悩みを抱えている方が多くいるのが現状です。同時に会社側としても、復職して頂きたいという強い意思があつても、従業員さんの身体がそれを許さない、そのような話もよく聞きます。そんな復職できずにやむを得ず退職に至ってしまう従業員さんは、今後の治療と生活について、とても大きな不安を抱えていらつしゃいます。そこで今回は、退職後健康保険加入、そして闘病中の生活保障について、簡単にご紹介していきます。

まず、退職後の健康保険加入については通常、①国民健康保険加入、②在職中の健康保険制度への任意継続加入（以後、任意継続加入という）、③ご家族の扶養（扶養に入れる方のみ）

という選択肢に分かれます。通常の場合何も考えず①、扶養に入れる方は③を選択されるケースが多くみられますが、扶養家族を抱えていらつしゃる方、高所得者であつた方、並びに治療を続けられる方については、②の任意継続加入を選択されたほうが健康保険料や治療費の削減になることも多くみられます。



②の任意継続加入については、保険料の会社負担がなくなるた

してもいい、②の保険料と比較のうえで、保険加入を決定して頂くよう推奨してください。

また、何も考えずストレートに③扶養を選ばれる方もいらつしゃいますが、実は②でそのままに職中の保険に任意継続加入されたほうが、高額療養費の多数回該当制度に該当し、毎月の治療費を大幅に削減できる可能性が高く、任意継続加入して保険料を払ってでも、毎月の保険料・治療費を実質安く抑えられる可能性もあります。

（在職時の報酬等により異なる）退職後の健康保険への加入は、十分に吟味の上でご検討ください。

め在職中の健康保険料の2倍支払うケースが多いのですが、扶養家族を多く抱えていても支払う保険料は一定（国民健康保険は増加）、また保険料には上限が設定されているという点から、①の国民健康保険料より安くなることも想定されます。①か②の選択肢で迷われている方がいらつしゃるとすれば、ご自身の市町村で国民健康保険料を確認

併せて、闘病中の社会保険については、国の社会保険制度からは一番活用しやすい在職中から受給している健康保険の傷病手当金の継続給付（MAX受給日から1年6か月（暦日）まで）、更に症状が重いケースでは、初診日から最大1年6か月後の障害認定日において障害状態にある場合、障害厚生年金（厚生年金）や障害基礎年金（国民年金）を活用できる可能性があります。障害年金については、労働に著しい制限が必要な場合には障害厚生

年金の受給、日常生活そのものを送ることが困難な場合は、障害厚生年金（厚生年金）・障害基礎年金（国民年金）双方の受給が可能になるかもしれません。傷病手当金については、在職中の社会保険加入期間、障害年金については初診日、障害の程度、さまざまな観点から条件に当てはまるか調べる必要が出てきます。

実際には、こういった制度を活用するには細かな条件がございますが、そういった制度そのものの知識や見聞を増やすためにも是非とも愛知県下各労働基準協会の各種講習をご活用ください。

今回取り上げました健康保険、年金等は「労働実務専門講座 基礎法令コース 社会保険研修」（令和6年2月14日・7月10日開催）で概要と事務手続きの解説を行っています。詳しくは、協会ホームページをご覧ください。



「労働実務専門講座」
基礎法令コース

イラスト・木村武司